品川区胃がんリスク検診実施要綱

制定 平成24年5月17日 要綱127号 改正 平成27年3月 3日 要綱102号 改正 平成29年3月28日 要綱 40号 改正 令和 4年4月 1日 要綱 70号

(目的)

第1条 品川区胃がんリスク検診(以下「検診」という。)は、胃がんの早期発見・早期治療の促進を図るとともに、保健指導および正しい健康管理に関する知識の普及によって、健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的とする。

(検診対象者)

- 第2条 検診の対象者は、区内在住の当該年度末現在、満50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳で、過去に品川区胃がんリスク検診を受けたことがない者とする。 ただし、次の者を除く。
 - (1) 明らかな上部消化器症状があり、胃や十二指腸の疾患が強く疑われる者
 - (2) 食道、胃、十二指腸疾患で治療中の者
 - (3) 胃切除後の者
 - (4) 腎不全を患っている者
 - (5) ピロリ菌除菌治療を受けた者
 - (6) 当該年度内の胃検査(X線検査・内視鏡検査)受診者

(事業の実施)

第3条 検診は、地区医師会に委託して実施するものとする。

(実施機関)

第4条 地区医師会は、同会に加入している病院または診療所のうちから実施医療機関を 指定するものとする。

(受診回数)

第5条 検診の受診回数は、一人につき年1回とする。

(費用)

第6条 検診に要する費用は、地区医師会が受診者から本人負担分を徴収し、残りを区の 負担とする。ただし、生活保護受給者が区に申し出て受診した場合は、全額区の負担と する。

(受診方法)

第7条 受診希望者は、受診券と住所、氏名および年齢の確認できるものを実施医療機関 に提示して受診するものとする。

(検診の内容)

- 第8条 検診の内容および判定は、次のとおりとする。
 - (1) 検査項目
 - ア問診
 - イ 血清ペプシノゲン検査
 - ウ 血清ヘリコバクターピロリ IgG 抗体検査

(2) 判定

判定にあたっては、次の区分をするものとする。

ア 精密検査不要

イ 要精密検査

(区民への周知)

第9条 区は、区民に対して検診実施の周知を図るため、受診対象者に対して、個別通知 をするものとする。

(検診後の措置)

第10条 実施医療機関は、検診の結果を受診者に通知し必要な指導を行うとともに、地区 医師会に報告するものとする。

(請求手続)

第11条 地区医師会は、請求書に必要書類を添えて区に請求するものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、健康推進部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成24年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。